

中山間地域等直接支払制度

第4期対策
(平成27年度～平成31年度)



平成29年度の主な変更箇所(超急傾斜農地保全管理加算)

○田の急傾斜地(1/10以上)など、特に条件が厳しい超急傾斜農地の保全管理加算について、加算の対象となる活動(農地の保全及び農産物の販売促進)を実施することで、加算(6,000円/10a)が受けられるようにしました。(詳細はP. 5～6を参照)



はじめに

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度として、平成12年度から実施してきており、平成27年度から第4期対策(平成27年度～平成31年度)が開始されています。

また、同じく平成27年度からは、法律に基づいた安定的な措置として実施されています。

皆さまが地域で取り組んでおられる農業生産活動は、洪水や土砂崩れを防ぐ、美しい風景や生き物のすみかを守るといった広く国民全体に及ぶ効果をもたらすものです。

このような取組の重要性に鑑み、中山間地域等直接支払制度では、国が費用の半分を負担し、地方自治体を通じた支援を行っています。

中山間地域等においては、高齢化や人口減少が著しく、農業や集落の維持を懸念する声もありますが、この制度を有効に活用し、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保、地域の活性化に結びつけていただきたいと考えております。



もくじ

中山間地域等直接支払制度とは-----	2
第4期対策のポイント-----	3
こんな活動をすれば交付を受けられます-----	4
加算措置もあります-----	5
超急傾斜農地保全管理加算の変更点-----	6
交付金の返還について-----	7
集落戦略の作成について-----	8
集落戦略の記載例-----	9
中山間地域の魅力を活かした取組の例-----	10
手続きの流れ-----	12
「農業の有する多面的機能の発揮の促進に 関する法律」について-----	13

[表紙写真]

左上:徳島県美馬市、右上:長野県長野市、左下:長崎県松浦市、右下:宮崎県日南市

中央左上:千葉県鴨川市 中央右上:北海道中富良野町 中央左下:長野県飯島町 中央右下:新潟県十日町市

中山間地域等直接支払制度とは

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め(協定)を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

1. 制度の対象となる地域及び農用地

地域振興立法で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす農用地

(1) 対象地域

- ① 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域自立促進特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」等によって指定された地域
- ② ①に準じて、都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

(2) 対象農用地

- ① 急傾斜地(田: 1/20以上、畑・草地・採草放牧地: 15°以上)
- ② 緩傾斜地(田: 1/100以上1/20未満、畑・草地・採草放牧地: 8°以上15°未満)
- ③ 小区画・不整形な田
- ④ 高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地
- ⑤ 積算気温が低く、草地比率の高い草地(北海道のみ)
- ⑥ ①~⑤の基準に準じて、都道府県知事が定める基準に該当する農用地

注) 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域)内に存する一団の農用地を対象

2. 対象者

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

3. 交付単価

地目	区分	交付単価(円/10a)	地目	区分	交付単価(円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000	草地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(1/100以上)	8,000		緩傾斜(8°以上)	3,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500		草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500	採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
				緩傾斜(8°以上)	300

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

4. 交付金の使途

交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。(使途は、予め協定に定めておく必要があります。)

第4期対策のポイント

第4期対策では、これまでの制度の枠組みを維持しつつ、次のような拡充・強化を行います。

① 農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援を強化します。

～集落活動への女性・若者等の参加を促進～



→ P. 4「こんな活動をすれば交付を受けられます」の② B要件参照

～複数の集落が連携して行う農業生産活動等の体制づくりを推進～



→ P. 5「加算措置もあります」の①参照

～超急傾斜地の農用地の保全・活用を支援～



→ P. 5「加算措置もあります」の②参照

② 集落の活動に取り組みやすいよう交付金返還ルールを見直します。

5年間の農業生産活動等の継続ができなくなった場合に、交付金の返還免除となる事由を追加

→ P. 7「交付金の返還について」参照

こんな活動をすれば交付を受けられます

協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割を交付します。

①農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

- ・ 農業生産活動等
例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）
- ・ 多面的機能を増進する活動
例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

A要件・B要件・C要件の中から1つを選択してください。

※詳細やご不明な点については裏表紙のお問い合わせ先にご相談下さい。

農業生産性の向上（A要件）

以下の項目から、2つ以上選択して実施。（①又は⑤については、より高い目標を設定する場合、それ1つのみを選択することで可となります）

- ①機械・農作業の共同化 ②高付加価値型農業 ③生産条件の改良
- ④担い手への農地集積 ⑤担い手への農作業の委託



【機械の共同利用】



【そばの栽培】



【農家による簡易な整備】

女性・若者等の参画を得た取組（B要件）

協定参加者に、女性、若者、NPO等を1名以上新たに加え、以下の項目から1つ以上選択して実施。

- 新規就農者による営農 ○農産物の加工・販売 ○消費・出資の呼び込み



【新規就農の相談】



【ゆずの加工】



【体験農園】

集団的かつ持続可能な体制整備（C要件）

協定参加者が活動等の継続が困難となった場合に備え、活動を継続できる体制を構築。

加算措置もあります

4 ページの活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

① 集落連携・機能維持加算

【集落協定の広域化支援】

複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算します。

[加算額]

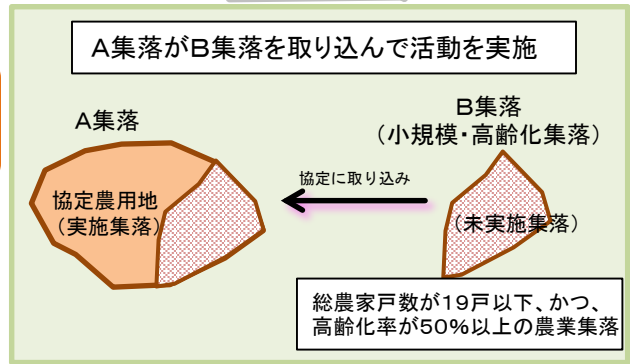
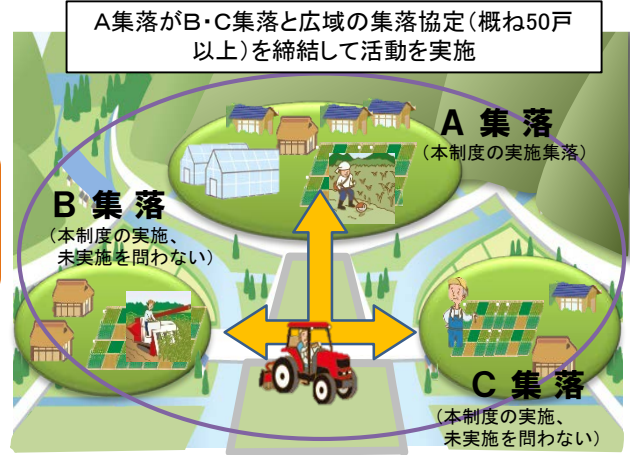
地目にかかわらず
3,000円/10a

【小規模・高齢化集落支援】

本制度の実施集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算します。

[加算額]

田	畑
4,500円/10a	1,800円/10a



※ 集落連携・機能維持加算は、4 ページの「体制整備のための前向きな活動(体制整備単価)」を行う場合に取組むことができます。

② 超急傾斜農地保全管理加算

超急傾斜地(田: 1/10以上、畑: 20°以上)の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算します。

[加算額]

田・畑
6,000円/10a



【対象活動の例(①、②からそれぞれ1つは実施)】

① 農地を保全する活動(1つだけ実施でも可)



又は



又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。

既存の活動

② 農産物の販売を促進する活動等(1つだけ実施でも可)



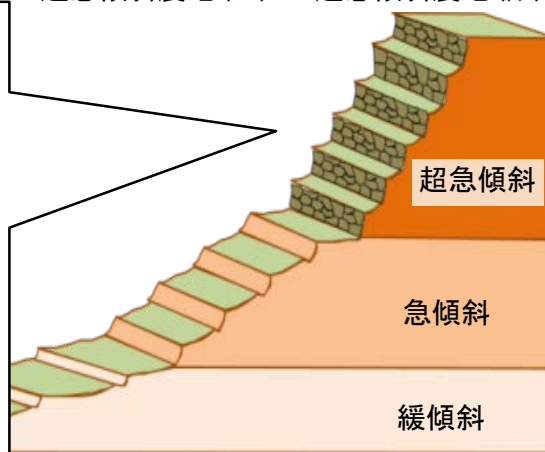
又は



又は

既に地域で取り組んでいる活動があれば、それが加算の対象活動になります。

既存の活動



H29年度から

※ 超急傾斜農地保全管理加算は、4 ページの「農業生産活動を継続するための活動(基礎単価)」に加え、加算対象活動を行えば加算されます。(詳細はP. 6を参照)

超急傾斜農地保全管理加算の変更点

- 超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20°以上）において、
①農業生産活動等を継続するための活動〔基礎単価（8割を交付）〕に加え、③超急傾斜農地保全管理加算の対象活動（農地の保全及び農産物の販売促進）を実施することで、加算（6,000円/10a）が受けられます。

これまで

①農業生産活動等の実施
基礎単価（8割を交付）

+

②体制整備のための前向きな活動の実施

体制整備単価（A・B・C要件いずれか実施）
（①と②の活動で10割を交付）

+

③農地の保全＋農産物の販売促進
超急傾斜農地保全管理加算

平成29年4月から

①農業生産活動等の実施
基礎単価（8割を交付）

+

②体制整備のための前向きな活動の実施

体制整備単価（A・B・C要件いずれか実施）
（①と②の活動で10割を交付）

+


③農地の保全＋農産物の販売促進
超急傾斜農地保全管理加算

+

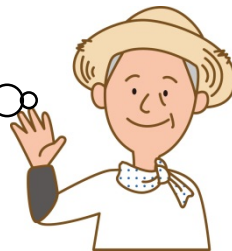
①+②+③を実施する場合、田：27,000円(畑：17,500円)/10a

※②を実施しない場合、③の加算は受けられません。この場合、①のみの田：16,800円(畑：9,200円)/10a

②を実施しない場合でも、①+③で田：22,800円(畑：15,200円)/10a



超急傾斜地は農地を維持するだけでも大変なのに、農地集積や加工・販売(②)は難しいよ。



加算金(③)を使って販売促進に取り組もう。

[その他]

- 超急傾斜地での「農産物の販売促進」の活動は、市町村と協力して実施することができます。

交付金の返還について

5年間の協定期間中に農業生産活動等が行われなくなった場合には、原則として協定の認定年度に遡って、協定農用地についての交付金の全額を返還していただくことになります。

ただし、協定に参加する農業者の病気・高齢や自然災害などのやむを得ない事由がある場合には、この交付金返還の義務が免除されます。

なお、平成28年度から、合計15ha以上の集落協定、又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定が、集落戦略を作成した場合、当該農地のみの交付金の遡及返還となります（詳細はP. 8を参照）。

交付金の返還を免除する場合

◎ 次のいずれかに該当する場合は、交付金の返還が免除されます。
（その場合、当該年度以降の交付金の交付は行いません。）

- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により農業生産活動等の継続が困難な場合
- 自然災害の場合
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設、又は、整備誘導施設の用地とする場合 等

◎ 次の場合は、該当する農用地分についての交付金のみを協定の認定年度に遡って返還する必要がありますが、それ以外の協定農用地についての交付金は、返還の対象になりません。

- 新規就農者、農業後継者その他の協定に定められた活動に参加する者の住宅用地とする場合
- 林業又は水産業関連施設の用地とする場合 等

詳細やご不明な点については、裏表紙のお問い合わせ先にご相談下さい。

集落戦略の作成について

H28年度から
始まっています

中山間地域において農業や集落の維持を図っていくためには、協定参加者が地域の将来や地域の農地をどのように引き継いでいくか話し合いを行うことが重要です。

そのため、平成28年度から、10～15年後の将来を見据えた集落戦略を作成できる仕組みとしています。

集落戦略の記載例はP. 9を参照

— 集落戦略で定める項目 —

- 協定農地の将来への引継ぎ
- 集落の将来像（集落協定で既に定めている「集落マスタープラン」の内容も可）

集落戦略を作成した場合、合計15ha以上の集落協定、又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定においては、協定活動違反などによる遡及返還規定が、全ての農地から当該農地のみの遡及返還規定に変更となります（下記参照）。

※既に認定された協定にあつては、平成29年度末までに作成する必要がある。

<例：協定農地の一部で耕作放棄が発生した場合>

以下の要件を満たしていることが必要です。

- 合計15ha以上の集落協定又は、集落連携・機能維持加算に取り組む集落協定であること。
- 集落戦略を作成し、市町村長への届出が行われていること。

[平成27年度まで]

協定農地の全てに対して交付した交付金を遡及返還

[平成28年度から] ※当該農地のみ遡及返還

当該農地に対して交付した交付金を遡及返還

※農業者の病気など、やむを得ない事由がある場合は、これまでどおり返還は免除されます。

なお、「集団的かつ持続可能な体制整備(C要件)」に取り組む場合は、交付単価の2割分の遡及返還が、全ての協定農地からではなく当該農地のみ返還へと変更になります。

集落戦略の記載例

【記載例】

①それぞれの農地の将来像について該当する箇所に“○”印をつけて下さい。

②課題があれば記入して下さい。

1. 協定農用地の将来像

地番	地目	農用地積(㎡)	現況	管理者	農用地の将来像(概ね10~15年後)						農用地を将来(概ね10年~15年後)に向けて維持するための課題
					管理者が引き続き耕作	担い手等に委託予定	担い手等に委託を希望	農地中間管理機構への貸付を希望	草刈り等の管理のみ	その他	
121	田	800	耕作	農林 太郎			○				引き受け手の確保
122	田	900	耕作	農林 次郎	○						なし
...

○人・農地プランで、既に将来の農地の利用等が決まっている農地は、その内容を踏まえて“○”印を付けて下さい。

③集落全体での課題(農業のこと以外も可)と対策を記載して下さい。

2. 集落の将来像

(1) 協定農用地を含む集落全体の課題と対策

区分	課題	対策	対応者	対策の実施時期	実施に用いる手段
農地	草刈り	防草シート設置	集落協定組織	H30~H31	中山間直払交付金を活用
農道	損傷	補修	集落協定組織	H35	県の事業を活用
...

(2) 集落の将来像

例 ○集落出身者がUターンして担い手になってもらえるように働きかける。
○地域おこし協力隊にきてもらえるよう町に相談する。

④協定農用地を含む集落全体の課題と対策等について具体的に記載して下さい。

○集落マスタープランの内容を使う場合は、“集落マスタープランと同じ”と記入して下さい。

○地域のその他の計画(市町村の計画などに定めた地域の将来像)の内容を使う場合は、“○○計画で作成した内容と同じ”と記入し、その資料を添付して下さい。

中山間地域の魅力を活かした取組の例

中山間地域ならではのおいしい食べ物

中山間地域では、特色のある様々な農産物やその加工品を生産しています。中山間地域等直接支払は、このような皆さんの地域にある食べ物を販売・製造するための取組にも使われています。



地場農産物を使用した料理



棚田米



きび餅



赤かぶの栽培



無農薬米の栽培

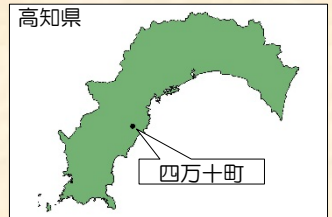


ミカンのジュース加工

取組事例 どい ひらののうちほぜんかい しまんとちょう 土居・平野農地保全会（高知県高岡郡四万十町）

【集落の状況】

○土居・平野集落は、四万十川流域の標高230mの台地に位置し、約2千haの水田が広がる農業地帯。両集落では、平成7年に完了した県営基盤整備事業を契機に共同防除が開始されていた。



【取組の内容】

- 平野集落は平成17年度、土居集落は平成18年度から本制度に取り組んでいたが、第4期対策から両協定を統合。
- 平成25年に、平野集落の集落営農組織が「農事組合法人ひらの」として法人化し、水稻機械作業の受託と二らの施設栽培を実施。



【水稻の受託作業】

【取組の効果】

- 二ら栽培に取り組むことで1ターン就農者2名の常時雇用体制による法人経営の安定化を図るとともに、二らの出荷調整作業で6名を臨時雇用。
- 昼夜の寒暖差の大きい同地の米は、仁井田米ブランドとして販売。
- 平成27年度からは、土居集落と連携協定を締結し、取組を拡大。



【1ターン就農者が二ら栽培に従事】

中山間地域ならではの自然・風景

中山間地域には、他では見ることのできない美しい風景や豊かな自然がたくさんあります。中山間地域等直接支払は、このような都市部の人たちにとっても貴重な農村の環境や景観を守るための取組にも使われています。



ながよちょう
長崎県長与町



かみかつちょう
徳島県上勝町



じょうえつし
新潟県上越市



あさひまち
山形県朝日町



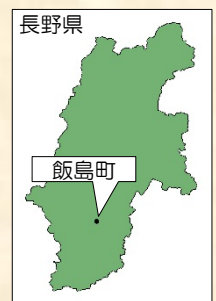
さようちょう
兵庫県佐用町



ひたちおおみやし
茨城県常陸大宮市

取組事例

いいじまちく
飯島地区集落協定(長野県上伊那郡飯島町)



【集落の状況】

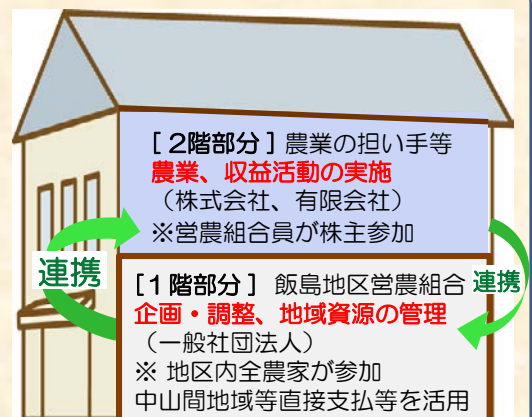
○飯島町では、昭和61年に、全36集落毎に、土地利用、作付栽培、作業委託の取りまとめ等を担う営農組合を設立。平成元年には、旧村単位で、飯島地区を含む4地区の営農組合に統合。

【取組の内容】

- 飯島地区では、平成28年1月に、営農組合を法人化（一般社団法人）し、中山間地域等直接支払以外の交付金も活用し、企画・調整等を実施。
- 併せて、農業の担い手、都市農村交流・農村物流等を担う経営体の法人化を推進。
- これにより、営農組合と担い手等の役割を分担し、2階建て法人の仕組みを構築。

【取組の効果】

- 営農組合は、農村環境の保全を含め、経営責任に対する自覚が生まれ、議決権の半数以上を町が有することで、農業機械のリース事業等も非課税で実施可能。
- 担い手等は、営農組合と連携して規模拡大や作付を計画的に進め、収益活動に注力することが可能。



【飯島地区の2階建て法人の仕組み】

手続きの流れ

協定の作成と活動の実施

① 協定の作成

- 集落の現状、目標、役割分担等を地域で話し合い、集落として目指すべき方向やそのための活動内容、交付金の使用方法等を定めた協定を作成します。



【集落での話し合い】

② 協定の提出（市町村が認定）

- 作成した協定を市町村に提出^(注)し、市町村長が認定します。

(注) 協定は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく事業計画と一緒に提出

協定の提出（集落→市町村）期限：6/30

協定の認定（市町村→集落）期限：7/31

③ 活動の実施

- 協定に基づき、活動を実施します。



【集落共同の水路清掃】

④ 実施状況の確認（市町村が実施）

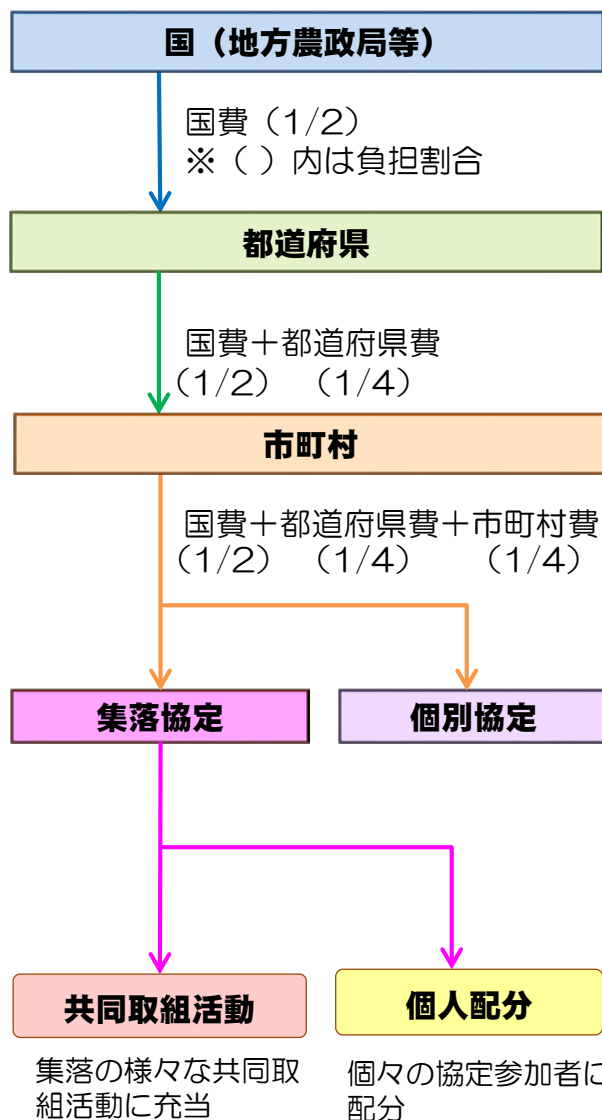
- 市町村が活動の実施状況を確認します。（協定代表者等の立ち会いをお願いします）

実施状況の確認（市町村）期限：9/30

☆ 交付金の支払い

- 交付金は、市町村に交付申請書を提出し、交付決定を受けた後、集落の活動内容や活動実績に応じて支払われます。

交付金交付の流れ



☆協定には、2つの種類があります。

- **集落協定**：対象農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定。
- **個別協定**：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者と利用権の設定や農作業受委託を受けるかたちで締結する協定。

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」について

- 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、農業の有する多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や営農活動に対し、国、都道府県及び市町村が支援を行うものであり、平成27年4月から施行しています。

中山間地域等直接支払は、多面的機能支払、環境保全型農業直接支払とともに、「日本型直接支払制度」として、この法律に基づいて実施することとなります。

- 法律に基づく措置となることで、これらの支払について、集落の皆様がこれからも安心して取り組むことができるようになります。

日本型直接支払制度 (中山間地域等直接支払を除く)

多面的機能支払、環境保全型農業直接支払は、中山間地域等直接支払と合わせて取り組むことができます。下記の交付単価は一例です。

(地域や活動内容によって交付単価が異なります。詳細は、裏表紙のお問い合わせ先にご確認下さい。)

多面的機能支払

多面的機能を支える地域の共同活動を支援します。

(都府県の田の場合)

- | | |
|------------------------|------------|
| ① 水路の泥上げや農道の路面維持など | 3,000円/10a |
| ② 植栽やビオトープづくりなどの農村環境活動 | 2,400円/10a |
| ③ 水路や農道などの補修や更新 | 4,400円/10a |



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

(①、②及び③に同時に取り組む場合は、最大9,200円/10a)

環境保全型農業直接支払

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う次の営農活動を支援します。

- | | |
|-----------------------------|----------------------------|
| ① カバークロップ
(うち、ヒエを使用する場合) | 8,000円/10a
(7,000円/10a) |
| ② 堆肥の施用 | 4,400円/10a |
| ③ 有機農業
(うち、そば等雑穀、飼料作物) | 8,000円/10a
(3,000円/10a) |
| ④ 地域特認取組※1(冬期湛水管理※2 等) | 3,000~8,000円/10a |



カバークロップ



有機農業

※1 地域の環境や農業の実態を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援する取組
※2 冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

お問い合わせ先

○本パンフレットや中山間地域等直接支払制度に関するお問い合わせは、
農林水産省 農村振興局 地域振興課（TEL 03-3501-8359(直通)）
又は、最寄りの地方農政局等にお気軽にご相談下さい。

- 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
022-263-1111（内線4059）（東北農政局農村振興部農村計画課）
- 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、
長野県、静岡県
048-600-0600（内線3415）（関東農政局農村振興部農村計画課）
- 新潟県、富山県、石川県、福井県
076-263-2161（内線3436）（北陸農政局農村振興部農村計画課）
- 岐阜県、愛知県、三重県
052-201-7271（内線2515）（東海農政局農村振興部農村計画課）
- 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
075-451-9161（内線2440）（近畿農政局農村振興部農村計画課）
- 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、
高知県
086-224-4511（内線2532）（中国四国農政局農村振興部農村計画課）
- 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
096-211-9111（内線4632）（九州農政局農村振興部農村計画課）
- 沖縄県
098-866-0031（内線83342）（沖縄総合事務局農林水産部農村振興課）
- 北海道
03-3501-8359（直通）（農林水産省農村振興局地域振興課）

～交付金の早期交付について～

本交付金は、集落協定に定めた活動を支援するものであり、協定が市町村長の認定を受けていれば、年度初めの交付が可能です。交付金の早期交付を希望される場合は、市町村にご相談ください。（平成29年度から新たにに取り組む協定は、市町村長の認定が必要となります。）

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03-3501-8359（直通）

FAX 03-3592-1482

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html